



【第 102 回】2015 年 11 月 2 日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

## インボイスを正しく理解するための「4 つの論点」

インボイスは消費税計算の手間を省き、転嫁を容易にする

インボイスの議論には  
多くの誤解や理解不足がある



軽減税率と合わせて議論されているインボイスについては、マスコミ報道を含めて多くの誤解や理解不足がある。インボイスを正しく理解するための 4 つの論点を述べよう

軽減税率の議論が連日行われているが、合わせて議論されているインボイスについては、マスコミ報道を含めて多くの誤解や理解不足がある。そこで、以下正しい理解のための 4 つの論点を述べてみたい。なお本稿では、インボイスはすべて「欧州型インボイス」を指す。

第 1 の論点は、「インボイスの導入が事務コストを大幅に増大させる」という誤解についてである。インボイスは、最初に導入する際には、システム導入コ

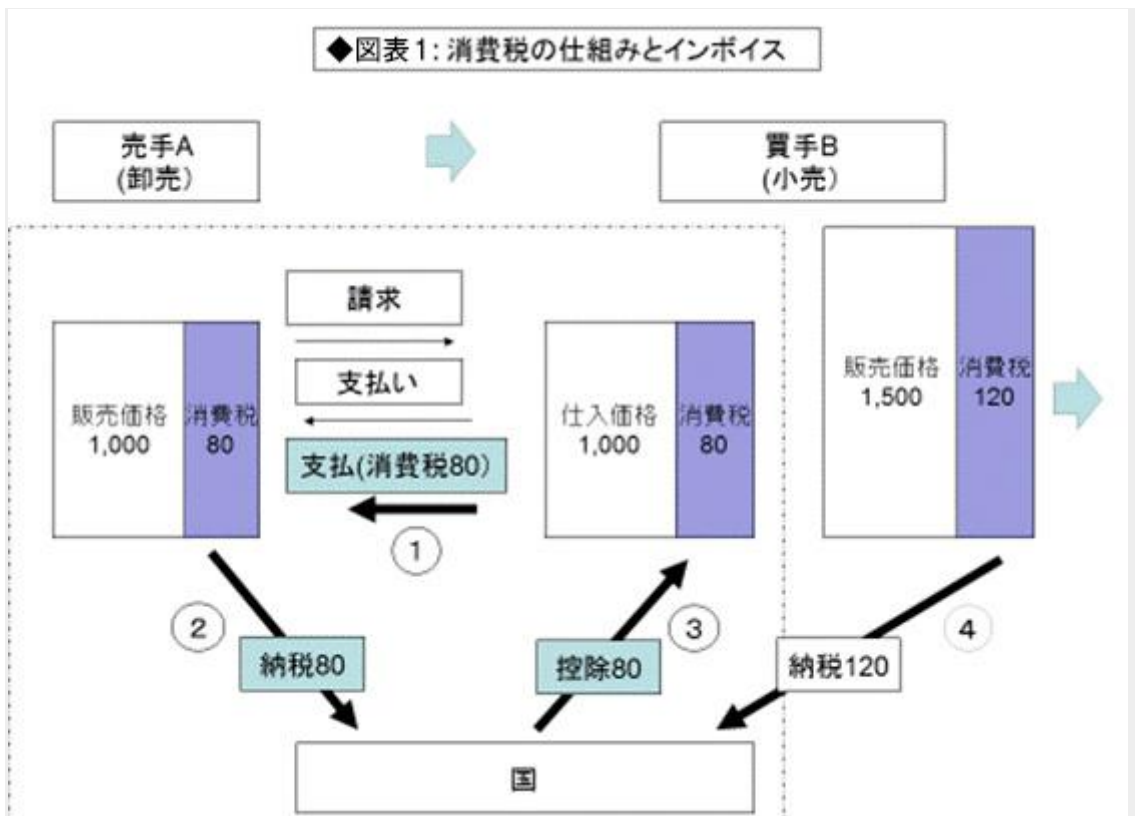
ストがかかるが、ひとたび導入してしまえば、複数税率を計算する場合の事務コストを大幅に軽減できる。

欧州諸国の事業者の消費税計算は次のとおりである。売上にかかる消費税額を、インボイスに基づき足し上げる。次に仕入れについても同様に、インボイスに記載された消費税額を足し上げる。最後に前者から後者を差し引いて、納税額を計算する。足し算と引き算だけで計算できる。

一方わが国の現行制度では、売上に108分の8を乗じて消費税額を出し、仕入れに108分の8を乗じて消費税額を出し、前者から後者を差し引いて計算する。割り算が入るので、今のほうが複雑だ。

事業者の計算が複雑になり事務コストが上がるのは、「軽減税率の導入により税率が複数になり、区分経理が必要になるから」で、インボイスはその事務の手間を軽減するためのツールである。この点を皆(意図的に?)誤解している。

**連載第69回**で、インボイスの機能を図表で説明した。繰り返しになるが、もう一度説明してみよう。



小売 B が卸売 A からモノを購入する事業者間 (BtoB) 取引を例にとる。売手 A は買手 B に、本体価格 (税抜き価格) 1000 の請求と共に、80 の消費税額を別記して請求する (現実には図表 2 のように、おなじ請求書の場合が多い)。

買手 B は、本体価格の請求額 (税抜き価格) と一緒に、消費税額 80 を売手に支払う (図の [1])。売手は、その消費税額 80 を国に納税する (図の [2])。買手は、自分が売手に支払った消費税額と同額の 80 を、仕入れ税額控除という形で、国から返してもらう (図の [3])。正確に言うと、買手 B は A に支払った消費税額を、自らの売上にかかる消費税額 (図の [4]) から差し引いて納税する。

このやり取りを正確に行うために、消費税額が別記されたインボイスが必要となる。

買手から見れば、売手に消費税を支払う([1])と同額が、自らの納税時に控除される([3])ので、差し引きゼロとなり、自らの消費税負担はない。相手側に支払うけれど同額が控除される、こうして事業者は自ら消費税を負担しないメカニズムができ上がる。

税務当局(国)は、売手から納税される消費税額([2])と、買手からの控除消費税額([3])の一致を、インボイスによって確認する。これが消費税の納税メカニズムである。

## ■ 事業者に VAT ナンバーが付される 英国インボイスの実例

第 2 に、インボイスはこれを持っていると消費税額が控除される(インボイスは金券)ので、その真正性を担保する必要がある。そこで、インボイスには事業者番号(VAT ナンバー)が付されることになる。

インボイスには、「取引事業者の住所氏名、取引価格(税抜き)や適用税率・消費税額」に加えて、チェックするための「VAT 番号(事業者番号)」が必要となる。チェックするのは、税務当局ではない。取引の相手側も、その事業者が実在する課税事業者であるかどうか確かめておかないと、後で税務署から否認される可能性がある。

◆図表 2

Blick Rotherberg LLP 16 Great Queen Street Covent Garden London WC2A 3JF		Tel: +44 (0)20 7486 0111 Fax: +44 (0)20 7501 0902 Email: <a href="mailto:enquiries@bkr.com">enquiries@bkr.com</a> Web: <a href="http://www.blickrotherberg.com">www.blickrotherberg.com</a>		 <b>BLICK ROTHENBERG</b> Chartered Accountants									
Mr A N Other 1 Avenue Road London SW1 2AB		File ref: number: 34319 Our reference: SSP/20615 Date and due date: 31 August 2013		インボイス番号									
Account of professional charges Payment terms strictly 14 days from invoice date		<table border="1"> <tr> <td>Mr A N Other</td> <td style="text-align: right;">£</td> </tr> <tr> <td>Provision of your annual personal tax compliance service including where appropriate:</td> <td style="text-align: right;">1,100.00</td> </tr> <tr> <td>VAT at 20%</td> <td style="text-align: right;">220.00</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>WITH COMPLIMENTS</b></td> <td style="text-align: right;"><b>1,320.00</b></td> </tr> </table>				Mr A N Other	£	Provision of your annual personal tax compliance service including where appropriate:	1,100.00	VAT at 20%	220.00	<b>WITH COMPLIMENTS</b>	<b>1,320.00</b>
Mr A N Other	£												
Provision of your annual personal tax compliance service including where appropriate:	1,100.00												
VAT at 20%	220.00												
<b>WITH COMPLIMENTS</b>	<b>1,320.00</b>												
We are happy to accept electronic payments Please quote our reference when making payments. Bankers: HSBC Bank Plc - 155 Fleet St, London EC4A 3DF UK Payments Sort Code: 400006 Account: 01350638 Overseas: IBAN GB27980440030901390038 SWIFT BIC: MIDLGB21000K To pay with a debit/credit card in the same name as the invoice please call Accounts on +44 (0)20 7486 0111. There is no charge for UK Delta or Maestro debit cards and a 2.5% charge for any Mastercard or Visa credit cards.													
Blick Rotherberg LLP is a UK limited liability partnership registered in England & Wales No. OC377198. A list of members (who we may refer to as partners) is available at the registered office address above. Blick Rotherberg LLP is authorised and regulated by the Financial Services Authority to carry on investment business. VAT No. GB 232 2532 14													
				Independent Member of <b>BKR</b> INTERNATIONAL									

VAT番号

法人については、番号制度の開始に向けて付番が進んでいる法人番号が活用されるだろう。問題は個人事業者の番号である。個人事業者の番号にマイナンバーを使うことは、個人情報保護の観点から無理だろう。そうであるなら、新たに税務署が事業者番号を付番する必要がある。これには相当時間がかかる(一定期間の猶予が必要)だろう。

その際参考になるのが、本年 10 月から始まった次の制度である。海外から日本の消費者に直接電子書籍などの IT サービスを行う者には、「国外事業者の国税庁長官への登録」が必要となり、登録事業者が提供するサービスだけに国内事業者の仕入れ税額控除が認められることとなった。

第 3 番目の論点は、「インボイスは事業者間取引の価格転嫁を完全にする」ということである。

インボイス制度の下では、事業者間(AとB)の価格は税抜き価格で交渉される。消費税は、税抜き価格に8%を乗じてBからAに支払われるが、Bはのちに同額控除され、自ら負担をすることがないので、消費税分は相手側に完全に転嫁できることになる。

現在わが国は、請求書など取引の事実を証明する書類を用いて、売上に係る消費税額から仕入れにかかる消費税額を控除する請求書等保存方式をとっている。

この制度のもとでは、事実上、売上から仕入れを差し引いた差額(つまり粗利)に108分の8を乗じた額が、消費税の納付税額になる。そのため、事業者から見れば、「粗利に課税される直接税」という認識になりがちで、事業者間での転嫁が困難になりがちだ。転嫁対策特別法を2本もつくって対応していることが、その証左である。転嫁を容易にするためにも、インボイスの導入をする必要がある。

第4の論点は、「免税事業者は消費税を納入しないためインボイスが発給できないので、取引から排除される」という点について。確かに、個人タクシーのような免税事業者は、消費税額を別記したインボイスを発給することはできない。事業用の都合でタクシーに乗るには、インボイスが発給される法人タクシーに乗れ、と会社の経理から指示が出そうだ。

## ■ 軽減税率を導入するくらいなら インボイスを勝ち取るべき

本当にそうなのだろうか。

欧州にもわが国同様の免税事業者という制度があり、小規模農家や小規模事業者は消費税の納税義務を免除されている。しかし彼らの多くは、免税という「特権」を放棄して「課税選択」をしている。

免税事業者のままだと、仕入れに係る消費税額は控除できず、価格転嫁できなければ自ら負担せざるを得ない。しかし、課税選択をすれば、仕入れにかかる消費税分の控除ができるのである。その際インボイスが、課税選択の手

間を簡単にしてくれる。

また、「益税」を防止することになる。現行制度では、免税事業者からの仕入れについても、仕入れ税額控除が認められている。先ほどの図 1 で言えば、売り手が納税していない(する必要がない)のに、買手は税額控除ができるのである。このような「益税」を防止するためにもインボイスは必要だ。

政治ポピュリズムとしか言いようのない軽減税率が、税制の論理を超えた政治の腕力で導入される。そうであるなら、かねてからの懸案であったインボイスの導入を勝ち取り、消費税制度だけでなく税制全体の信頼度を上げることが重要だ。

DIAMOND,Inc. All Rights Reserved.

```
<iframe src="//www.googletagmanager.com/ns.html?id=GTM-MB8ZLX" height="0"
width="0" style="display:none;visibility:hidden"></iframe> <iframe
src="//b.yjtag.jp/iframe?c=HnwCFYR" width="1" height="1" frameborder="0"
scrolling="no" marginheight="0" marginwidth="0"></iframe>
<iframe src="//o.advg.jp/oif?aid=7317&pid=1" width="1" height="1"></iframe>
```